

3. 「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策

(1) 先進的な循環型社会の形成

ア) 循環型の地域づくりの加速

- ①「循環型社会形成推進基本計画」(平成15年3月閣議決定)を見直し、新たな計画を策定します。
- ②「循環型社会形成推進交付金」を活用し、廃棄物エネルギー利用・バイオマス利活用の強化等、地域における循環システムの構築を加速します。
- ③温暖化対策との相乗効果の視点も踏まえ、廃棄物処理業者が行う高効率なバイオマスエネルギー利用施設等の整備への支援を強化するとともに、バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のための研究開発とデータベース構築を進めます。
- ④一般廃棄物の処理に関し平成18年度中に策定する「廃棄物会計基準」「有料化ガイドライン」等を踏まえ、市町村の廃棄物処理事業を効率性、3R効果、温暖化防止効果等の観点から評価する指標の設定等に取り組みます。

【主な予算措置】

	百万円
(新)新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費	18(0)
廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金等)(公共)	109,173(92,051)
廃棄物処理施設における温暖化対策事業(石油特会)	2,300(1,505)
廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金]	1,600(1,300)
(新)バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モニタリングシステム調査	12(0)
(新)市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費	19(0)

イ) 家電・食品等個別リサイクル法の充実・強化

- ①費用回収の在り方を含めた家電リサイクル法の見直し、発生抑制の促進等を図るための食品リサイクル法の見直しを行い、広く制度の周知等を進めます。また、建設リサイクル法については施行状況を調査し、評価・検討を行います。
- ②容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋の削減、ふろしきやマイバッグの普及展開を始め、容器包装に係る3Rの更なる推進を図るとともに、改正法に基づく「容器包装廃棄物排出抑制推進員」の活動促進のためのマニュアル整備等を行います。

【主な予算措置】

	百万円
(新)家電リサイクル推進事業費	132(0)
(新)食品リサイクル推進事業	26(0)
容器包装に係る3R推進事業費	81(53)
地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(石油特会)[再掲]	3,000(3,000)

(2) 国際的な3Rの推進

- ①OECDの国際ガイドライン等の国際共同研究の成果を踏まえ、物質フロー・資源生産性の評価・活用手法等の国際整合化に向け、我が国でワークショップを開催します。
- ②G8サミットの2008年日本開催を控え、3Rイニシアティブに関する行動計画案を作成し、3R高級事務レベル会合を開催してこれを議論します。
- ③我が国から輸出される鉛バッテリー、中古テレビ等中古品についての輸出先における市場及び基準の調査、ITを活用したトレーサビリティの向上のための方策検討等、アジア地域の循環資源の越境移動に係る検討を行います。
- ④バーゼル条約事務局と協力し、アジア太平洋地域の途上国におけるE-waste(電気電子機器廃棄物)に関するガイドライン策定、地域ワークショップ開催等に取り組みます。
- ⑤アジア等を中心とした国際的3Rシステム構築に向けた政策・技術の研究開発や3Rに適した生産・消費システムを分析・設計・評価する研究開発を強力に推進します。

【主な予算措置】	百万円
(新)物質フロー会計に関するO E C D ワークショップの開催	24(0)
3 Rイニシアティブ国際推進費[再掲]	144(103)
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	39(31)
アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業	42(25)
廃棄物処理等科学研究費補助金(3 Rイニシアティブ特別枠を含む)[競争的資金][再掲]	1,600(1,300)

(3) 淨化槽の普及促進

- ①経済的・効率的な生活排水対策を推進するため、「循環型社会形成推進交付金」や「地域再生基盤強化交付金」を活用して浄化槽整備を推進します。また、公共用水域等の水質を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する対策を一層推進します。
- ②浄化槽により処理が可能な小規模事業場の業種を調査・検討するとともに、事業場ごとに浄化槽の設置や維持管理手法に係る検討を行い、ガイドラインを作成します。

【主な予算措置】	百万円
循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(公共)	15,922(13,679)
(新)小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)	10(0)

(4) 不法投棄対策と適正処理の推進

- ①産業廃棄物の適正処理のため、引き続き、評価基準適合業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築等を通じ、産業廃棄物処理業者の優良化を推進します。
- ②「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部)において「平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト(産業廃棄物管理票)の80%(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。」との目標が掲げられたことを踏まえ、利用者の支援体制の強化など一層の普及促進に取り組みます。
- ③改正廃棄物処理法に基づく石綿廃棄物に係る無害化処理認定制度を円滑に施行するため、認定に際し意見を聴取する技術専門委員会(仮称)の設置等を行います。
- ④低濃度P C B汚染物について、焼却処理の実証試験を行い、処理方法の確立を目指します。

【主な予算措置】	百万円
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	74(56)
電子マニフェスト普及促進事業費	110(98)
(新)石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費	11(0)
低濃度P C B汚染物の適正処理実証調査事業	33(18)